

2 資 料



人権問題に関する市民意識調査

令和2年12月

大阪市

■ 調査について

1. この調査は、大阪市が今後の人権教育・啓発施策を推進するうえでの基礎資料として活用するため、市民のみなさまに、人権問題についてのお考えをお聞きするものです。
2. この調査は、満18歳以上の市民のみなさまの中から、2,000名の方をランダムに選び、調査票をお送りしています。
3. 無記名でお答えいただき、回答結果は統計的に処理しますので、個人の回答内容が外部にもれたり、あなたご自身にご迷惑をかけることはありません。
4. この調査は、上記目的以外に使用することはありません。また、個人情報保護など、情報管理には十分留意いたします。

■ 記入上の注意

1. あて名のご本人が、お答えになってください。
あて名のご本人が、何らかのご事情でご協力いただけない場合は、次のいずれかに○をつけていただき、無記入のままご返信いただければ幸いです。

(一時不在 ・ 転居 ・ 病気 ・ 死去 ・ その他)
2. お答えは、ボールペンや鉛筆などで、あてはまるものの番号に、ハッキリと○印をつけてください。
(質問によっては、具体的に文章をご記入いただくところがあります。)

《 問 い 合 わ せ 先 》

この調査に関するご質問などは、下記までお願いします。

大阪市 市民局 ダイバーシティ推進室

所在地 〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

電 話 (06) 6208-7611

FAX (06) 6202-7073

最初に、人権問題に関する考え方などについてお聞きします。

問1 あなたは「人権」について関心がありますか。(○は1つ)

1 関心がある	3 あまり関心がない
2 少し関心がある	4 関心がない

問2 あなたは、次の(1)～(20)の人権について関心がありますか。それぞれの項目についてお答えください。(それぞれ1つに○)

	1 関心がある	2 少し関心がある	3 あまり関心がない	4 関心がない	5 わからない
(1) 女性の人権(セクシャル・ハラスメント、家庭や職場における男女差別、配偶者・パートナーからの暴力など)	1	2	3	4	5
(2) こどもの人権(いじめや体罰、児童虐待、児童買春、貧困問題など)	1	2	3	4	5
(3) 高齢者の人権(就職差別、介護の際の身体的・心理的虐待など)	1	2	3	4	5
(4) 障がいのある人の人権(職場における差別待遇、店舗でのサービスの拒否など)	1	2	3	4	5
(5) 同和問題(部落差別) ^{※1} に関する人権(結婚や就職などにおける差別、差別発言や落書きなど)	1	2	3	4	5
(6) 外国人の人権(就職差別、住宅入居拒否など)	1	2	3	4	5
(7) ヘイトスピーチ(特定の人種や民族の人々を排斥する差別的な言動など)	1	2	3	4	5
(8) 個人情報の流出や漏えいの問題	1	2	3	4	5
(9) 犯罪被害者とその家族または遺族(以下、「犯罪被害者等」という。)の人権(興味本位のうわさや心ない中傷、私生活の平穏が害されるなど)	1	2	3	4	5

	1 関心がある	2 少し関心がある	3 あまり関心がない	4 関心がない	5 わからない
(10) ホームレスの人権	1	2	3	4	5
(11) LGBTなどの性的少数者 ^{※2} に関する人権	1	2	3	4	5
(12) HIV感染者 ^{※3} やハンセン病回復者など ^{※4} の人権（日常生活や職場などさまざまな場面での差別やプライバシー侵害など）	1	2	3	4	5
(13) 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題 （職場や学校などでの差別、 ^{ひぼう} 誹謗中傷など）	1	2	3	4	5
(14) パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどのハラスメント	1	2	3	4	5
(15) アイヌの人々の人権問題（結婚や就職などにおける差別など）	1	2	3	4	5
(16) 刑を終えて出所した人の人権（就職差別、住居入居拒否など）	1	2	3	4	5
(17) インターネットによる人権侵害（他人の誹謗中傷、差別を助長する情報の掲出など）	1	2	3	4	5
(18) 北朝鮮当局による ^{らち} 拉致問題	1	2	3	4	5
(19) 性的搾取、強制労働など人身取引の問題	1	2	3	4	5
(20) 東日本大震災に起因する人権問題（避難生活上のトラブル、放射線被ばくについての風評に基づく偏見・差別など）	1	2	3	4	5

問2-1 問2に掲げたような人権課題の中で、あなたが、とくに深刻な問題と考えるものはどれですか。(問2の項目のうちから該当するものの番号を3つまで記入)

--	--	--

問2-2 あなたは、問2に掲げたような人権課題を解決するための交流・イベント等の取組み(子どもや高齢者等の食事会をお世話するボランティアなども含みます。)に参加したことがありますか。(いずれか1つに○)

1 参加したことがある	2 参加したことがない
-------------	-------------

問2-3a また参加したいですか。(いずれか1つに○)

1 参加したい	2 参加したくない	3 どちらとも言えない
---------	-----------	-------------

問2-3b どのようなイベントなら参加しようと思えますか。(○はいくつでも)

1 夜間など参加しやすい時間に実施される
2 日曜・祝日など参加しやすい日に実施される
3 内容が魅力的な場合
4 家や職場の近くで開催される
5 その他(_____)
6 関心がない

※1 同和問題(部落差別)

同和問題(部落差別)とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、深刻で重大な社会問題です。

同和問題(部落差別)の解決は国の責務であると同時に国民的課題であることから、昭和44(1969)年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、以後、大阪市においても、法に基づく同和対策事業を実施し、その結果、地区の生活環境は大きく改善されるとともに、差別意識の解消に向けた教育・啓発も推進され、市民の人権意識も高まるなど、同和問題(部落差別)は解決に向けて大きく進んだところです。

法に基づく特別措置としての同和対策事業は、平成14(2002)年3月末の「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」(以下、「地対財特法」といいます。)の失効により終了しており、以後は、啓発に取り組むとともに、教育、就労などの残された課題の解決に向けて、一般施策によって取組みを進めています。

平成 28（2016）年 12 月には、部落差別のない社会の実現をめざし、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。部落差別の解消に関する施策は、その必要性について国民一人ひとりの理解を深めながら行わなければなりません。

また、教育や啓発など、具体的な施策の実施にあたっては、地域社会の実情を踏まえるとともに、新たな差別を生み出すことがないように留意することが求められています。

※2 LGBTなどの性的少数者

「L」はレズビアン（女性同性愛者）、「G」はゲイ（男性同性愛者）、「B」はバイセクシュアル（両性愛者）、「T」はトランスジェンダーの頭文字をとった略語です。トランスジェンダーは、出生時に割り当てられた性（からだの性）とは違う性別で生きる（もしくは生きたいと望む）人のことです。性のあり方が多数派とは異なる面がある人々のことを総称して性的少数者といいます。

※3 HIV 感染者

エイズ（後天性免疫不全症候群）の原因ウイルスである HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染した人のことです。

エイズは HIV 感染による免疫力の低下によって発症するさまざまな病気の総称（症候群）であり、HIV は性的接触などから感染することが多いです。日常生活で感染することはなく、正しい知識を備えていれば感染を恐れる必要はありません。

近年では、医療の進歩によって、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させることが可能となり、平均寿命を全うできるようになりました。

※4 ハンセン病回復者など

ハンセン病を発症し、回復した人及びその家族のことです。

ハンセン病はらい菌の感染によって起こる慢性の感染症で、皮膚・末梢神経などに病変があらわれ、感染力はきわめて弱い病気です。かつては不治の病とされましたが、現在は治療法が確立しています。隔離する必要は全くないにもかかわらず、患者の外見上の特徴などから特殊な病気として扱われ、古くから隔離政策がとられていました。

昭和 30 年代に至り、これまでの認識の誤りが明白となった後も改められず、ようやく平成 8（1996）年に隔離政策は終結し、平成 21（2009）年にハンセン病回復者の福祉の増進、名誉の回復などを目的とする「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。また、令和元（2019）年に同法は家族を対象に加える改正が行われました。

ハンセン病回復者の方々は、長期間に及ぶ隔離などにより、病気が完治した後も、社会復帰が困難な状況にあり、その家族の方々も同じように偏見・差別を受けています。

問3 一般的に「差別」というものについて、あなたはどのようなお考えをお持ちですか。

次の(1)～(13)のそれぞれの項目についてお答えください。(それぞれ1つに○)

	1 そう思う	2 そどちらかといえば	3 そどちらかといえは	4 そうは思わない	5 わからない
(1) 差別意識をもつことは、許されないものである	1	2	3	4	5
(2) 差別行為を行うことは、許されないものである	1	2	3	4	5
(3) 差別をなくすために、行政が努力する必要がある	1	2	3	4	5
(4) 差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある	1	2	3	4	5
(5) 差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要である	1	2	3	4	5
(6) 差別されている人々が、差別の現実や不当性を強く社会に訴える必要がある	1	2	3	4	5
(7) 差別は法律で禁止する必要がある	1	2	3	4	5
(8) 差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い	1	2	3	4	5
(9) 差別意識をなくし人権意識を高めるための啓発や教育を行う必要がある	1	2	3	4	5
(10) 差別問題についてきちんと理解するためには、差別されている人々との交流を深める必要がある	1	2	3	4	5
(11) 差別されている人の話をきちんと聴く必要がある	1	2	3	4	5
(12) 差別があることを口に出さないで、そっとしておけばよい	1	2	3	4	5
(13) どのような手段を使っても、差別を完全になくすことは困難である	1	2	3	4	5
(14) 差別の問題は、差別を受ける人の側の問題であり、自分には関係がない	1	2	3	4	5

問4 問3の回答に関して、あなたが、差別というものの考え方について影響を受けた程度に関して(1)～(12)のそれぞれの項目についてお答えください。

(それぞれ1つに○)

	1 強く影響を受けた	2 ある程度影響を受けた	3 影響を受けなかった
(1) 家族や親せきとのかかわり	1	2	3
(2) 友人や知人とのかかわり	1	2	3
(3) 隣近所の人とのかかわり、自治会や子供会などの地域活動	1	2	3
(4) 学校の授業・講義	1	2	3
(5) 職場の研修	1	2	3
(6) 行政が主催する講座・講演会・研修会	1	2	3
(7) 企業や民間団体(PTAを含む)が主催する講座・講演会・研修会	1	2	3
(8) 人権侵害を現に受け、又は受ける可能性のある当事者(団体)や支援団体との交流会・イベント	1	2	3
(9) 行政による広報紙・SNS・ホームページ等の記事	1	2	3
(10) テレビ、映画、新聞、雑誌、書籍など	1	2	3
(11) インターネット上の情報など(行政によるものを除く)	1	2	3
(12) 自分の身近で起きた差別事例	1	2	3

問5 結婚相手やパートナーを考える際、気になること（なったこと）はどんなことですか。
あなたやお子さんの場合を思い起こし、気になる項目を選んでください。

（〇はいくつでも）

- | | |
|----|----------------------------|
| 1 | 経済力、学歴、職業 |
| 2 | 家柄 |
| 3 | 離婚歴 |
| 4 | 国籍や民族 |
| 5 | 相手やその家族に障がいのある人がいるかどうか |
| 6 | 相手やその家族の宗教 |
| 7 | ひとり親家庭かどうか |
| 8 | 同和地区※ ⁵ 出身者かどうか |
| 9 | 相手やその家族に刑を終えて出所した人がいるかどうか |
| 10 | その他
（具体的に_____） |
| 11 | とくに気になる（気になった）ことはない |

※5 同和地区

我が国では同和問題（部落差別）の解決に向け、平成14（2002）年3月に地対財特法が失効するまでの間、同和地区の環境改善や地区住民の生活向上などに向けた取組みが積極的に進められてきました。この調査における「同和地区」とは、地対財特法において取組みを進める対象地域として指定されていた地域をいいます。

問6 あなたは、住宅を購入したりマンションを借りるなど、住宅を選ぶ際に、価格や立地条件などが希望にあっても、次の(1)～(5)のような条件の物件の場合、避けることがあると思いますか。それぞれの項目についてお答えください。(それぞれ1つに○)

	1 避けると思う	2 どちらかといえば 避けると思う	3 どちらかといえば 避けないと思う	4 避けないと思う	5 わからない
(1) 同和地区の地域内である	1	2	3	4	5
(2) 小学校区が同和地区と同じ区域になる	1	2	3	4	5
(3) 近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる	1	2	3	4	5
(4) 近隣に外国人が多く住んでいる	1	2	3	4	5
(5) 近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある	1	2	3	4	5

⇒ 上記の回答で、「1. 避けると思う」または「2. どちらかといえば避けると思う」が、ひとつもない方は、問7へ

問6-1 【問6の(1)～(5)のいずれかの項目で「1. 避けると思う」または「2. どちらかといえば避けると思う」と回答された方のみお答えください。
住宅の購入や入居を避けるのはなぜですか。(○はいくつでも)

1	次の転居の際、転売が難しかったり、安く処分せざるを得ないと思うから
2	生活環境や文化の違い、言葉の問題などでトラブルが多いと思うから
3	治安の問題などで不安があるから
4	学力の問題などで、こどもの教育上、問題があると思うから
5	自分もその地域の住人と同じだと思われると嫌だから
6	とくに理由はないが、なんとなく
7	その他(具体的に_____)

【すべての方にお聞きします】

問7 あなたが、同和問題（部落差別）について、部落差別をしたり、部落差別の意識を助長するような言葉や意識を、はじめて知ったのはどういうことがきっかけでしたか。

（○は1つ）

- 1 家族や親せきの話で知った
- 2 地域の話で知った
- 3 学校の同級生などの話で知った
- 4 職場の話で知った
- 5 テレビ・映画・新聞・雑誌・書籍などで知った
- 6 インターネット上の情報などで知った
- 7 自分の身近で部落差別があった
- 8 その他（具体的に_____）
- 9 覚えていない
- 10 部落差別をしたり、部落差別の意識を助長するような言葉や考えを見聞きしたことはない

11 同和問題（部落差別）について、知らない → ○をつけられた方は、問11へ



大阪市人権啓発
マスコットキャラクター
にっこりーな

【問7で「11」と回答された方を除き、すべての方にお聞きします】

問8 あなたは、同和問題（部落差別）について、学習した（または啓発などを受けた）ことがありますか。また、それらの機会を通じて、同和問題（部落差別）についてどの程度、理解が深まりましたか。次の（1）～（12）の項目についてそれぞれお答えください。（それぞれ1つに○）

	1 理解が深まった	2 理解が深まらなかった	3 おぼえていない	4 学習したことはない
(1) 小学校での授業	1	2	3	4
(2) 中学校での授業	1	2	3	4
(3) 高等学校での授業	1	2	3	4
(4) 大学・専門学校等での授業・講義	1	2	3	4
(5) 行政主催の講座・講演会・研修会	1	2	3	4
(6) 職場の研修	1	2	3	4
(7) 企業や民間団体（PTAを含む）主催の講座・講演会・研修会	1	2	3	4
(8) 書籍などを読んだ	1	2	3	4
(9) 行政が作成した資料・広報・SNS・ホームページなどを見た	1	2	3	4
(10) テレビ番組や映画などを観た	1	2	3	4
(11) 同和地区内の人との交流などを通じて、同和問題（部落差別）について学んだ	1	2	3	4
(12) その他（具体的に_____）	1	2	3	4

問9 あなたは、大阪市において、同和問題（部落差別）に関する差別意識や偏見が、現在も残っていると思いますか。（○は1つ）

1 現在も残っている	3 もはや残っていない
2 弱まりつつある	4 わからない

問9-1 次の項目に掲げる同和問題（部落差別）にかかわる考え方について、あなたはどのように思われますか。（1）～（11）のすべての項目についてお答えください。（それぞれ1つに○）

	1 そう思う	2 そうは思わない	3 わからない
(1) 結婚等や住居の移転などに際して、同和地区やその出身者と関わることにより、自らも差別されるかもしれないとおそれがある	1	2	3
(2) 部落差別を助長するような情報のはんらんしている	1	2	3
(3) 同和問題（部落差別）の解決への取組みについての社会全体の理解は十分とは言えない	1	2	3
(4) 同和地区の人は、現在も生活困難な状況にある	1	2	3
(5) 同和問題（部落差別）に関してこれまで行われてきた教育や啓発の手法では、限界がある	1	2	3
(6) 同和問題（部落差別）に関する昔からの偏見や差別意識をそのまま受け入れてしまう人々が多い	1	2	3
(7) 「部落差別の解消の推進に関する法律」の目的や内容についての社会全体の認知度は十分とは言えない	1	2	3
(8) 同和地区の人は、現在も行政から優遇されている	1	2	3
(9) 同和問題（部落差別）を口実に不当な利益などを要求する、いわゆる「えせ同和行為」などを見聞きすることがある	1	2	3
(10) 自分の身近な人が話している内容は、同和問題（部落差別）が現在も残っているとの印象を受ける	1	2	3
(11) 同和地区に住む友人や知人との交流を通じて、同和問題（部落差別）が現在も残っているとの印象を受ける	1	2	3

問 10 現在、就職や結婚等について、同和地区の人への差別は残っていると思いますか。
また、それは、近い将来、なくすことができると思いますか。(それぞれ1つに○)

・就職について

- 1 現在も差別は残っており、近い将来もなくすことが難しい
- 2 現在も差別は残っているが、近い将来なくすことができる
- 3 現在すでに差別はなくなっている
- 4 わからない

・結婚等について

- 1 現在も差別は残っており、近い将来もなくすことが難しい
- 2 現在も差別は残っているが、近い将来なくすことができる
- 3 現在すでに差別はなくなっている
- 4 わからない

【ここからは、また、すべての方にお聞きします】

問 11 あなたは、インターネットにおける人権侵害に関することで、どのような問題があると思いますか。(○はいくつでも)

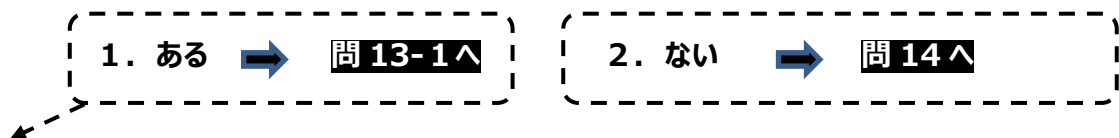
- 1 他人のプライバシーに関する情報や誹謗中傷する情報が掲載されること
- 2 フェイクニュースや誤った情報が拡散されること
- 3 SNS (LINE や Twitter など) による交流が犯罪を誘発する場とされてしまうこと
- 4 問題のある情報がインターネット上に掲載されると、削除や訂正に時間がかかること
- 5 書き込んだ人を特定するための手続に時間を要すること
- 6 インターネットが悪質商法の取引の場とされてしまうこと
- 7 こどもたちの間で、インターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること
- 8 差別を助長するような情報が掲載されること
- 9 わいせつな画像や残虐な画像などが掲載されること
- 10 捜査対象となっている未成年者の名前や顔写真が掲載されること
- 11 とくに問題があると思わない
- 12 わからない
- 13 その他 (_____)

問 12 次の人権問題について、あなたが、学習した（または啓発などを受けた）ことのある分野すべてに○をつけてください。（○はいくつでも）

また、その中で、一番印象に残っている分野に◎を付けてください。（◎は1つ）

1	女性の人権問題	12	HIV感染者やハンセン病回復者などの人権問題
2	こどもの人権問題	13	新型コロナウイルス感染症に関する人権問題
3	高齢者の人権問題	14	パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどのハラスメント
4	障がいのある人の人権問題	15	アイヌの人々の人権問題
5	同和問題（部落差別）	16	刑を終えて出所した人の人権問題
6	外国人の人権問題	17	インターネットによる人権侵害に関する問題
7	ヘイトスピーチ	18	北朝鮮当局による拉致問題
8	個人情報の流出や漏えいの問題	19	性的搾取、強制労働など人身取引の問題
9	犯罪被害者等の人権問題	20	東日本大震災に起因する人権問題
10	ホームレスの人権問題	21	その他（具体的に_____）
11	LGBTなどの性的少数者 の人権問題	22	いずれも学習したことがない

問 13 あなたは、最近5年間に人権上問題と思われる言動を受けたり、身近で見聞きしたりした経験がありますか。（いずれか1つに○）



問 13-1 それはどのような人権問題に関するものでしたか。（○はいくつでも）

1	女性	5	同和問題 （部落差別）	9	犯罪被害者等	13	新型コロナウイルス感染症
2	こども	6	外国人	7	ホームレス	14	パワハラ、アカハラなどのハラスメント
3	高齢者	7	ヘイトスピーチ	11	LGBTなどの性的少数者	15	その他
4	障がいのある人	8	個人情報	12	HIV感染者、ハンセン病回復者など		〔 〕

問 13-2 それはどのような内容でしたか。(○はいくつでも)

- 1 差別的な取扱い(人種・信条・性別・社会的身分・出生地等により、職業・雇用や結婚等の社会生活上の不平等又は不利益な取扱いをされた)
- 2 学校、地域における嫌がらせやいじめ
- 3 差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ
- 4 育児や介護の放棄・放任
- 5 虐待
- 6 暴力行為、脅迫、強要
- 7 配偶者・パートナーなどからの暴力(DV。身体的暴力だけでなく、精神的・経済的なもの等を含む)
- 8 職場や学校などにおけるハラスメント(パワハラ・アカハラ・セクハラ等)
- 9 プライバシーの侵害
- 10 インターネットによる人権侵害
- 11 その他(_____)
- 12 答えたくない

問 13-3 それは、あなた自身に対するものでしたか。(いずれか1つに○)

複数のご経験がある場合は、一番印象に残っているものについてお答えください。

1. はい

➡ 問 13-4a

2. いいえ

➡ 問 13-4b

問 13-4a どう対応しましたか。(いずれか1つに○)

- 1 抗議、反論した
- 2 相談した(どこに、誰に:_____)
- 3 訴えた(どこに:_____)
- 4 我慢した
- 5 その他(_____)

問 13-5 最終的に解決しましたか。(いずれか1つに○)

- 1 解決した
- 2 解決しなかった
- 3 その他(_____)

問 13-4b どう対応しましたか。(いずれか1つに○)

- 1 いけないことと指摘した
- 2 いけないことと分かってもらおうとした
- 3 相談(通報)した(どこに、誰に:_____)
- 4 同調した
- 5 話をそらした
- 6 何もしなかった

続いて、人権に関する大阪市の取組みについてお聞きします。

【ここからは、また、すべての方にお聞きします】

問 14 大阪市では、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」にもとづき、多様な取組みを進めています。あなたは、「今の大阪市は、市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」と思いますか。(○は1つ)

1 そう思う	3 どちらかといえばそうは思わない
2 どちらかといえばそう思う	4 そうは思わない

問 15 あなたは、次の(1)～(14)のそれぞれの人権課題に関する項目について、大阪は「人権が尊重されるまち」であると思いますか。それぞれの項目についてお答えください。(それぞれ1つに○)

	1 そう 思う	2 ど ち ら か と い え ば そ う 思 う	3 ど ち ら か と い え ば そ う は 思 わ な い	4 そ う は 思 わ な い
(1) 男性と女性がともに、仕事や家事、地域での活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮できるまちである	1	2	3	4
(2) 配偶者・パートナーなどからの暴力(DV。身体的暴力だけでなく、精神的・経済的なもの等を含む)の相談が受けられ、安心して暮らせるまちである	1	2	3	4
(3) こどもが各々の個性を発揮し、夢や目標に向かって、いきいきと暮らせるまちである	1	2	3	4
(4) 子育て家庭が安心してこどもを産み育てられるまちである	1	2	3	4
(5) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちである	1	2	3	4
(6) 高齢者がさまざまな活動の場に恵まれ、社会参加を通じ、生きがいを持って暮らせるまちである	1	2	3	4
(7) 障がいのある人が就労の機会に恵まれ、自立した生活を営めるまちである	1	2	3	4
(8) 障がいのある人がさまざまな生活相談ができ、安心して生活を営めるまちである	1	2	3	4

		1 そう思う	2 どちらかといえば	3 どちらかといえ ば 思わない	4 そうは思わない
(9)	同和地区であることを理由に住居や学校を選択する際に避けたり、同和地区出身者が結婚や就職などの際に不利な扱いを受けることのないまちである	1	2	3	4
(10)	外国人住民 ^{※6} が地域社会の一員として、さまざまな相談や情報提供を受けることができるなど、充実した生活が営めるまちである	1	2	3	4
(11)	事業者の持つ市民の個人情報保護され、適切に取り扱われているまちである	1	2	3	4
(12)	犯罪被害者等が再び平穏に暮らせるようになるために、地域の人々の理解や協力が得られるまちである	1	2	3	4
(13)	ホームレス状態にある人が自立して再び地域社会の中で生活を営めるまちである	1	2	3	4
(14)	LGBTなどの性的少数者の人が差別を受けることなく、自分らしく生きることができるまちである	1	2	3	4

※6 外国人住民

住民基本台帳法では、日本の国籍を有しない者のうち市町村の区域内に住所を有する者を「外国人住民」としています。

なお、大阪市では、外国籍の人だけでなく、日本国籍を取得した人や、親が外国籍であることもなど、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの人々も視野に入れて施策・事業に取り組むこととしています。

問 16 あなたは、人権問題の解決に向けた次のような行政の取組みについて、見聞きする（した）ことがありますか。（(1)～(10)それぞれについて、いずれか1つに○）

		1 よく見聞きする	2 たまに見聞きする	3 あまり見聞きしない	4 ほとんど見聞きしない
(1)	街頭啓発、駅のコンコースなどでのデジタルサイネージ（電子看板）や啓発ポスター	1	2	3	4
(2)	新聞・テレビ・ラジオによる広報	1	2	3	4
(3)	広報紙、啓発冊子、教育教材	1	2	3	4
(4)	講座、講演会、研修会	1	2	3	4
(5)	ホームページ	1	2	3	4
(6)	LINE・Twitter・FacebookなどのSNS	1	2	3	4
(7)	スポーツの試合等とのタイアップによる啓発イベント	1	2	3	4
(8)	作文・詩・読書感想文・ポスターなどの募集・表彰	1	2	3	4
(9)	人権相談窓口の開設や運営	1	2	3	4
(10)	戸籍謄本や住民票を第三者に交付した時に、事前に登録した本人にお知らせする制度	1	2	3	4

問 16-1 あなたが、さらに重点的に取り組むべきと考えるものはどれですか。

(○はいくつでも)

- | | |
|----|--|
| 1 | 街頭啓発、駅のコンコースなどでのデジタルサイネージ（電子看板）や啓発ポスター |
| 2 | 新聞・テレビ・ラジオによる広報 |
| 3 | 広報紙、啓発冊子、教材 |
| 4 | 講座、講演会、研修会 |
| 5 | ホームページ |
| 6 | LINE・Twitter・FacebookなどのSNS |
| 7 | スポーツの試合等とのタイアップによる啓発イベント |
| 8 | 作文・詩・読書感想文・ポスターなどの募集・表彰 |
| 9 | 人権相談窓口の開設や運営 |
| 10 | 戸籍謄本や住民票を第三者に交付した時に、事前に登録した本人にお知らせする制度 |
| 11 | その他（_____） |
| 12 | とくに必要ない |
| 13 | わからない |

問 17 「日本人と外国人がともに理解を深めながら、みんなで住みやすいまちをつくっていきましょう」という大阪市の多文化共生の取組みについてお聞きします。

日本社会全体と同様に、大阪市においても、外国人が多くなっています。あなたは、そのことについて、どのようにお考えですか。

(1)～(6)のそれぞれの項目についてお答えください。(それぞれ1つに○)

	1 あてはまる	2 あてはまらない	3 わからない
(1) 外国人と日本人との交流の機会が増える	1	2	3
(2) 外国の言語・文化・習慣を知る機会が増える	1	2	3
(3) 大阪の経済的な発展につながる	1	2	3
(4) 習慣や文化の違いから、外国人と日本人のトラブルが起こるおそれがある	1	2	3
(5) 犯罪が増えて治安が悪化するおそれがある	1	2	3
(6) 福祉の増進や維持のための負担が増加するおそれがある	1	2	3

問 18 大阪市の犯罪被害者等支援の取組みについてお聞きします。

大阪市では、「大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例」を制定し、犯罪被害者等に対し、次のような各種支援施策を実施しています。

- ・ 犯罪被害者等支援のための総合相談窓口の設置
- ・ 見舞金の支給
- ・ 家事支援や弁当の配達などの日常生活支援 ほか

あなたは、大阪市がこれらの支援施策を実施していることをご存知ですか。
(いずれか1つに○)

1 知っている ➡ 問 18-1 へ

2 知らない ➡ 問 19 へ

問 18-1 【問 18 で「1」と回答された方のみにお聞きします】

何によってお知りになりましたか。(○はいくつでも)

- 1 犯罪被害者等支援に関するパンフレットやリーフレット
- 2 市役所・区役所や Osaka Metro の駅等に掲示している啓発ポスター
- 3 区役所の広報紙
- 4 大阪市のホームページ
- 5 「KOKORO ねっと」等の人権情報誌
- 6 大阪市の LINE・Twitter・Facebook・YouTube
- 7 大阪市が主催するイベント（啓発パネル展、いのちの大切さを考える講演会など）
- 8 市役所・区役所で説明された
- 9 知人や友人などから聞いた
- 10 その他上記以外（具体的に_____）

【ここからは、また、すべての方にお聞きします】

問 19 大阪市では、各区役所で人権相談窓口を開設し、専門相談機関の紹介・取り次ぎなどを含めた相談業務を行っています。あなたは、各区役所における相談窓口をご存知ですか。
(○は1つ)

1 知っている

2 知らない

問 20 大阪市人権啓発・相談センター（以下、「センター」といいます。）では、気軽に相談できる専門相談員による人権相談窓口を開設しています。あなたは、センターの相談窓口をご存知ですか。(○は1つ)

1 知っている ➡ 問 20-1 へ

2 知らない ➡ 問 21 へ

【問 20 で「1」と回答された方のみにお聞きします】

問 20-1 何によってセンターをお知りになりましたか。(〇はいくつでも)

- 1 センターの案内用ポスター・パンフレット
- 2 センターの案内携帯用カード
- 3 区役所の広報紙
- 4 大阪市のホームページ
- 5 LINE・Twitter・Facebook 等の SNS
- 6 「KOKORO ねっと」等の人権情報誌
- 7 市役所・区役所で紹介された
- 8 知人や友人などから聞いた
- 9 その他(具体的に_____)

【ここからは、また、すべての方にお聞きします】

問 21 あなたは、人権侵害を受けたと思った場合、家族・親せきや友人以外では、具体的にどこに相談しようと思われませんか。(〇はいくつでも)

- 1 大阪市人権啓発・相談センター(専門相談員による人権相談窓口)
- 2 区役所の人権相談窓口
- 3 相談・支援機関(クレオ大阪、こども相談センター、地域包括支援センターなど)
- 4 法務局や人権擁護委員
- 5 弁護士
- 6 警察
- 7 学校や職場
- 8 地域の民生委員や児童委員など
- 9 民間団体(ボランティア団体、NPO法人など)
- 10 その他(具体的に_____)
- 11 相談先が思い浮かばない
- 12 相談しようとは思わない

最後に、あなたご自身のことについてお聞きします。これまでお聞きしたことを統計的に分析するためのものですので、ご協力をお願いします。

問 22 あなたの性別をお答えください。(○は1つ)

- | | | | | | |
|---|----|---|----|---|-------------|
| 1 | 男性 | 2 | 女性 | 3 | その他、回答したくない |
|---|----|---|----|---|-------------|

問 23 あなたの年齢は。令和2年12月1日現在の満年齢でお答えください。(○は1つ)

- | | | | | | | | |
|---|------|---|------|---|------|---|-------|
| 1 | 10歳代 | 3 | 30歳代 | 5 | 50歳代 | 7 | 70歳以上 |
| 2 | 20歳代 | 4 | 40歳代 | 6 | 60歳代 | | |

問 24 あなたが現在お住まいの区をお答えください。(○は1つ)

- | | | | | | | | |
|---|-----|----|------|----|------|----|------|
| 1 | 北区 | 7 | 港区 | 13 | 東淀川区 | 19 | 阿倍野区 |
| 2 | 都島区 | 8 | 大正区 | 14 | 東成区 | 20 | 住之江区 |
| 3 | 福島区 | 9 | 天王寺区 | 15 | 生野区 | 21 | 住吉区 |
| 4 | 此花区 | 10 | 浪速区 | 16 | 旭区 | 22 | 東住吉区 |
| 5 | 中央区 | 11 | 西淀川区 | 17 | 城東区 | 23 | 平野区 |
| 6 | 西区 | 12 | 淀川区 | 18 | 鶴見区 | 24 | 西成区 |

問 25 あなたは地域の行事やボランティア活動などに参加していますか。(○は1つ)

- | | | | |
|---|------------|---|------------|
| 1 | 参加している | 3 | あまり参加していない |
| 2 | ときどき参加している | 4 | 参加していない |

問 26 あなたが最後に卒業された学校は、次の中のどれですか。（在学中の方は在学している学校をお答えください。）（○は1つ）

- | | |
|---|---|
| 1 | 中学校、旧制小学校、旧制高等小学校 |
| 2 | 高等学校、中学校卒業が入学資格の専修学校・各種学校、旧制中等学校 |
| 3 | 短期大学、高等専門学校、高等学校卒業が入学資格の専修学校・各種学校、旧制高等学校、専門学校 |
| 4 | 大学、大学院 |
| 5 | その他（具体的に_____） <例：高等学校中退> |

問 27 あなたが現在している仕事は、次の中のどれですか。一番近いものをお答えください。（○は1つ）

- | | |
|----|-----------------------------|
| 1 | 自営業の事業主又は家族従事者 |
| 2 | 自由業（さまざまな専門技術職を含む） |
| 3 | 民間企業・団体の経営者・役員 |
| 4 | 民間企業・団体の従業員・職員（正規雇用） |
| 5 | 公務員（教員を除く） |
| 6 | 教員 |
| 7 | 派遣社員、契約社員、非常勤職員、アルバイト、パート勤め |
| 8 | その他、有業者（具体的に_____） |
| 9 | 家事専業 |
| 10 | 学生 |
| 11 | 無職 |

問 28 あなたの現在の暮らし向きは、次の中のどれにあてはまりますか。（○は1つ）

- | | | | |
|---|------------|---|--------------|
| 1 | よい | 3 | どちらかといえばよくない |
| 2 | どちらかといえばよい | 4 | よくない |

問 29 人権問題や今後の人権教育・啓発について、大阪市に対して、何かご意見、ご要望があれば、下欄に自由にお書きください。

アンケートはこれで終わりです。長時間にわたりご協力、誠にありがとうございました。